

## 学校において予防すべき感染症及び出席停止について

京都府立向陽高等学校

法律で指定された感染症にかかった場合は出席停止となります。

医師の診断ができましたら、早急に「病名」「休養を要する期間」を電話等で担任に連絡し、出席停止期間が明けるまで自宅で安静にしてください。

出席停止期間明けの再登校時に、学校感染症による欠席届と必要書類を保健室へ提出してください。

## 〈参考〉

	学校感染症	出席停止期間	提出書類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群*1 特定鳥インフルエンザ*2 中東呼吸器症候群*3	治癒するまで  * 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症は、第一種感染症とみなす	「様式2（インフルエンザ以外） 学校感染症による欠席届」  および  「治癒証明書」、「診断書」など
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで	「様式1（インフルエンザ用） 学校感染症による欠席届」  および  「受診したことがわかるもの※」  ※受診者名・受診日・医療機関名が記載されたもの。医療機関発行の処方箋・薬の説明書・明細書などのコピー。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	「様式2（インフルエンザ以外） 学校感染症による欠席届」  および  「治癒証明書」、「診断書」など
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	「様式2（インフルエンザ以外） 学校感染症による欠席届」  および  「治癒証明書」、「診断書」など

\* 1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

\* 2 病原体の血清型がH5N1およびH7N9であるものに限る

\* 3 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る